

「不祥事防止のための万寿小校内ルール」

- 1 **体罰（人権侵害）**（別冊「体罰防止ハンドブック」参照）
 - 日ごろから児童理解に努め、いかなる理由があっても児童に体罰を加えることがないようにすること。困ったら、学年主任・生徒指導主事・管理職等に相談すること。
- 2 **わいせつ・セクシャルハラスメント**
 - 自分の携帯電話等から児童、保護者の携帯電話へ電話をしないこと。また、メールを送ったりメールアドレスの交換等をしたりしないこと。
 - 教育相談や生徒指導面で児童や保護者と面談する場合は複数で行うこと。
 - 児童・保護者・教職員に対して、不必要な身体接触を含むセクシャルハラスメントととられかねない言動をしないこと。
- 3 **個人情報・情報管理**
 - 特別な理由がない限り、携帯電話等を教室に持っていないこと。
 - 机上のパソコンを開いたまま席を離れないこと。プリントアウトした原稿は、直ちに取りに行くこと。その他、個人情報が含まれている資料等を机上の見えるところに置かないこと。常に机上の整理整頓に心がけること。
 - 児童の個人情報に関する書類や電子データの持ち出しは原則禁止とすること。やむを得ず持ち出すときは、管理職に申し出て、「学校 USB 貸出簿」に記入すること。
 - 学習用のプリントや資料・配付物等を作成する場合は、著作権や肖像権に充分配慮すること。原則、授業で使用する目的でのみ使用すること。
- 4 **公金の取り扱い**
 - 児童が現金を持ってきた場合は、すみやかに担当職員に渡し、決して教室に保管しないこと。その他の現金は耐火書庫に一時保管し、速やかに銀行等に入金すること。
- 5 **交通安全・飲酒・酒気帯び運転**
 - 時間に余裕をもって出勤し、交通安全に細心の注意を払うこと。万が一事故等があった場合は、事案の軽重にかかわらず、速やかに警察・救急等に通報し、人命優先の行動を取ること。必ず管理職に報告すること。
 - 許可なく児童を車に同乗させないこと。
 - 飲酒する場合は、帰宅方法を事前に確認すること。飲酒した場合は、絶対に運転しないこと。また、運転する者に飲酒を勧めたり容認したりしないこと。
- 6 **服務**
 - 常に教育公務員の自覚をもち、法令を遵守し、児童・保護者・地域の人から信頼されるような言動や服装に心がけること。
 - 事案については、常に誠意をもって根気よく丁寧に対応すること。
 - 報告・連絡・相談を密にし、温かい人間関係づくりに努めること。

※ 具体的な体罰事例（正当防衛や目の危険を回避するためのやむを得ない行為は、体罰ではない。）

- ・ 殴る、蹴る、突き飛ばす等の身体に対する侵害行為
- ・ 正座、長時間の特定の姿勢保持等の肉体的苦痛を与える行為
- ・ 廊下に立たせて長時間放置しておく等の教育を受ける権利の侵害に当たる行為

児童・保護者相談窓口

- 校内・・・副校長、教頭
- 教育委員会・・・指導課